

ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大業務委託仕様書

1 業務の名称

ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大業務

2 業務の目的

全国で取組が広がるワーケーション受入について、県内での受入に向けた取組を促進するとともに、都市圏の企業・個人等と県内市町村とをワーケーションを通じて結びつけることにより、新たな関係人口の創出・拡大を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

4 契約上限額

5,694,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務内容

(1) ワーケーション受入の取組促進

① 実務者向け研究会及び現地調査の実施

- ・令和3年10月に設立されたみやざきワーケーション推進協議会（以下、「協議会」という。）会員を主な対象として、外部有識者等による講演やワークショップ等を内容としたワーケーション実務者向けの研究会を2回開催することとし、研究会に係る周知募集、会場設営、備品（映像機器、PC等）や資料・資材の準備、進行、運営を行うこと。（※協議会の規約、会員名簿は別添のとおり）
- ・研究会の実施に当たっては、有識者又は他県のワーケーション実務経験者等を講師として少なくとも各2名ずつ招へいすること。また、招へいした有識者又はワーケーション実務経験者には、ワーケーションに取り組む市町村の現地調査を当該研究会開催の前後等で併せて実施してもらい、現地の実務者等に助言等を行ってもらうこと。（2泊3日の行程を想定）

○研究会の具体的な開催内容（開催時期、講師として招へいする有識者・実務者の候補、研究会テーマ案等）について企画提案すること。ただし、講師は、一般社団法人日本ワーケーション協会公認の「ワーケーションコンシェルジュ」など、地域資源を活用したワーケーションプログラムの造成や自治体におけるワーケーション受入のサポート（コーディネート）の経験等を有する人物とし、ワーケーション先として選ばれる地域になるための方策（地域の強みを生かした戦略的な受入プログラムの構築方法や二次交通等の地域課題の解決策、リピーター獲得に向けた関係づくり等）を研究課題として実施してもらうこと。（※過去に開催した研究会等の内容は別添参照）

- 研究会の会場は、県内にあるワーケーション受入施設の会議室等を借用した上で、ワーケーションの受入に取り組む市町村の現地視察（施設見学等）も兼ねて実施する形で調整すること。ただし、講師として招へいする有識者・実務経験者の現地調査と合わせた行程とすることも可とする。
- 研究会の開催は、現地視察を伴うため、原則対面とすること。ただし、講師による事例講演等をオンラインで視聴することも可とする。

② SNS等を活用した本県ワーケーションのPR（集中プロモーション）

- ・本県におけるワーケーションの魅力について、都市圏のテレワーク実施者やワーケーションに関心のある層向けにSNSを活用した効果的なPRを実施すること。また、県外在住者に対し幅広く周知することを目的に、宮崎空港等におけるデジタルサイネージを活用したPRも実施すること。

- 年間の戦略的なプロモーション計画を立てた上で、効果的なPRを行うものとし、具体的なターゲットへのアプローチ方法、広告方法・場所、期間について企画提案すること。

(2) 関係人口拡大に向けたつながり創出

- ・地域とのつながりを求める都市圏の企業や個人等と県内市町村とをマッチングし、以下の点に留意した上で、ワーケーションを企画・実施すること。

(企業)

- ① 都市圏の企業とは、首都圏、近畿圏、福岡県に事業所を有し、ワーケーションの受入に取り組む県内市町村とのつながりを求める企業であり、各地域から少なくとも5社以上、合計15社以上の企業に1泊2日以上を基本としたワーケーションを体験してもらおうプランとすること。
- ② 企業からの来県者は、少なくとも合計30名以上とし、県内各地域で展開させるため、地域のバランス等にも配慮し、1市町村・1プランあたりの企業は2社以下（1社あたり原則2人まで）とした上で、予算の範囲内で参加者の旅費の一部を支援すること。ただし、来県希望者が多数となった場合においては、参加者の自己負担において実施しても構わない。
- ③ 企業と市町村とのマッチングに当たっては、企業に対し、CSRや地域課題解決などワーケーションの目的や希望訪問地等を記したエントリーシート等を作成してもらい、地域との継続的なつながりを求める企業を選定すること。
- ④ ワーケーションの企画に当たっては、関係人口の創出・拡大といった事業の目的を踏まえ、行程の中に地域の関係者（市町村職員、観光・地域づくりの核となる人物）との意見交換の場を設けること。

(個人等)

- ⑤ 個人等とは、個人事業者や親子で来県しワーケーションを実施する世帯（以下、「親子ワーケーション」という。）であり、1泊2日以上を基本としたワーケーションを体験してもらうプランとすること。
- ⑥ 個人事業者は、少なくとも10名以上、親子ワーケーションは3世帯以上とし、来県希望者が多数となった場合においては、参加者の自己負担において実施しても構わない。

(共通)

- ⑦ マッチングプログラムの内容は、予め受入を希望する市町村と協議を行った上で決定すること。（この過程において県と市町村等とで調整を行う場合があるが、市町村との日程調整を優先するものとする。）
- ⑧ ワケーションの実施後、参加者に受入環境等の課題やニーズに関するヒアリングやアンケート調査を実施すること。ヒアリングやアンケート調査の項目は、課題が分析しやすいよう具体的な内容とすること。また、ヒアリング結果等については、定期的に宮崎県中山間・地域政策課に報告するとともに、実施市町村にも受入実施後速やかにフィードバックすること。
- ⑨ マッチングの実施（参加者募集）に当たっては、企業・個人等向けに本事業のスキーム（支援内容）や受入市町村に関する情報等をまとめたチラシ等の資料を制作した上で、ワーケーションに関心のある企業・個人等にターゲットを絞った広報を行うこと。

○企業や個人等への具体的なアプローチ（募集）方法、絞り込み方法、マッチング方法について、企画提案すること。なお、企業・個人等の募集・選定に当たっては、関係団体等からの情報提供や取組実績やネットワークを有する企業との連携等、事業の効果を高める方策を検討すること。

※企業選定の段階において、県の県外事務所等を通じて、本県でのワーケーション実施を希望する企業情報があれば、受託者にその情報を提供する場合もある。

6 対象経費

- (1) 当仕様書に記載されている業務に係る経費
- (2) 研究会及び現地調査に係る有識者及びワーケーション実務経験者等の旅費及び謝金
- (3) 研究会の開催に係る会場費
- (4) ワケーションによるマッチングの企画・実施に係る経費（参加者の旅費（ただし、1人あたりの上限は1万円とする。）及び同行員の旅費、施設等使用料、プログラム体験・ガイド料、意見交換会費等）
- (5) 地域の関係者（地方公共団体職員は除く。）との意見交換に係る謝金等
- (6) その他必要とする経費（中山間・地域政策課と協議の上、認められるものに限る。）

7 対象外経費

次に掲げる経費は、委託料に含まないものとする。

- (1) 10万円以上の機械、器具等の備品購入費
- (2) 団体等へ加入するための負担金
- (3) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

8 成果品等の提出

成果品等として、以下を提出すること。

- ・ 報告書は紙媒体2部及び電子媒体一枚（Word又はPowerPoint形式でCD-R等に保存）
- ・ 紙媒体の仕様は、A4版カラー（用紙は、グリーン購入法に適合したもの）とする。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、宮崎県中山間・地域政策課と協議の上、決定すること。
- (2) 本事業で得られた情報については、宮崎県中山間・地域政策課の許可なくして流用してはならない。
- (3) 事業内容の詳細については、企画提案により委託事業者が決定した後、県との協議により変更することがある。
- (4) 履行期限にかかわらず、事業実施後速やかに事業の概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者側の負担とする。

みやざきワーケーション推進協議会規約

(設置目的)

第1条 県内におけるワーケーションの取組を推進していくため、みやざきワーケーション推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(取組)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 会員間の交流・連携促進
- (2) 県内でのワーケーション取組に関する情報共有・意見交換
- (3) 先進事例や国の施策に関する情報共有
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な取組

(会員)

第3条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) ワーケーションに関係する事業者
 - (2) 県、市町村及び関係団体
- 2 協議会には、会長及び副会長を置き、会員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を総括し、代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(研究会の開催)

第5条 協議会においては、第1条の目的を達するため、各会員の具体的な取組について事例発表や意見交換を行う、研究会を開催する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年10月21日から施行する。

みやざきワーケーション推進協議会会員一覧

令和4年4月1日現在

	関係事業者		関係団体等		県・市町村
01	アオシマアパートメント	25	奥霧島温泉郷旅館組合	40	宮崎市
02	株式会社ATOMica	26	一般社団法人木城町ふるさと振興協会	41	都城市
03	ANAあきんど株式会社 宮崎支店	27	串間商工会議所	42	延岡市
04	ANA ホリデイ イン リゾート宮崎	28	西都商工会議所	43	日南市
05	株式会社キャスター	29	高鍋商工会議所	44	小林市
06	九州アイランドワークス株式会社	30	日南商工会議所	45	日向市
07	株式会社Qtinet 宮崎支店	31	日向商工会議所	46	串間市
08	小林まちづくり株式会社	32	公益財団法人宮崎県観光協会	47	西都市
09	株式会社JTB 宮崎支店	33	宮崎県ケーブルテレビ協議会	48	えびの市
10	スパークジャパン株式会社	34	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会	49	三股町
11	株式会社ドコモCS九州 宮崎支店	35	宮崎県商工会連合会	50	高原町
12	西日本電信電話株式会社 宮崎支店	36	宮崎県中小企業団体中央会	51	国富町
13	日本航空株式会社 宮崎支店	37	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合	52	高鍋町
14	株式会社ニューウェルシティ宮崎	38	国立大学法人宮崎大学	53	西米良村
15	日之影町村おこし総合産業株式会社	39	公益社団法人宮崎市観光協会	54	木城町
16	フェニックス・シーガイア・リゾート			55	川南町
17	株式会社BRIDGE the gap			56	都農町
18	ホテル中山荘			57	門川町
19	ホテルメリージュ			58	諸塚村
20	合同会社ミスマス			59	椎葉村
21	宮交ホールディングス株式会社			60	美郷町
22	宮崎観光ホテル			61	高千穂町
23	宮崎空港ビル株式会社			62	日之影町
24	旅館小戸荘			63	五ヶ瀬町
				64	宮崎県

※関係事業者・関係団体等は五十音順等で記載しています。

過去に実施した研究会等の内容・講師一覧

●令和3年度

第1回研究会

テーマ	講師
トークセッション 「みやぎきのワーケーションを語ろう！」	(モデレーター) 株式会社南紀白浜エアポート 誘客・地域活性化室長 森重 良太 氏 (スピーカー) 日本トラベルコーディネート株式会社 代表 松村宏一 氏 ドットボタンカンパニー株式会社 ライター 木村 紗奈江 氏 株式会社SAGOJO ライター 岡本 大樹 氏 株式会社キャスト 長友 克樹 氏

第2回研究会

テーマ	講師
講演 「日本型ワーケーションの潮流」	山梨大学生命環境学部 地域社会システム学科長 田中 敦 氏
講演 「ワークマシマン、成果ガッツリ ～立科WORK TRIPの狙いどころ～」	長野県立科町 企画課 地域振興係長 上前 知洋 氏

●令和4年度

シンポジウム

テーマ	講師
基調講演 「ワーケーション企画入門」	関西大学社会学部教授 松下慶太 氏
講演 「ワーケーションの全国の事例紹介」	一般社団法人日本ワーケーション協会 理事 古地 優菜 氏
パネルディスカッション 「ワーケーションが導く、宮崎の未来」	(コーディネーター) 一般社団法人日本ワーケーション協会 古地優菜 氏 (パネリスト) 関西大学社会学部教授 松下 慶太 氏 コムレッジ日向 渡邊 真太郎 氏 JTB 福岡支店広域交流事業担当 喜田 信基氏

第1回研究会

テーマ	講師
事業事例講演 「増える他拠点居住サービスとワーケーション」	株式会社LIFULL 北辻 巧多郎 氏
地域事例講演 「ホテルワークの需要とワーカーの動き」	株式会社 ガイアックス 千葉 憲子 氏
グループワーク 「みやぎきワーケーションについて」	

第2回研究会

テーマ	講師
事例講演 「法人向けワーケーションの成功事例 ～立科WORK TRIPから学ぶ～」	信州たてしな観光協会 理事 渡邊 岳志 氏
事例講演 「東京近郊の静岡の動きと事例、東京圏のワーカーの流動」	三菱地所株式会社 神田 主税 氏
グループワーク 「ワーケーション受入れに必要な心得について」	